

市会議案第16号

行政財産の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成30年9月13日提出

吹田市議会議員 榎内 智

同 泉井 智弘

同 足立 将一

行政財産の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例（案）

行政財産の使用料の徴収に関する条例（昭和39年吹田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行政財産の目的外使用許可」を「目的外使用許可」に改める。

第2条の見出しを「（使用料の納付）」に改め、同条中「行政財産の」を削る。

第3条の見出しを「（使用料の減額又は免除）」に改め、同条中「次の各号の一に該当するものは、使用料の額を減額し、又はこれを徴収しない」を「市長（教育委員会が徴収する使用料にあつては、教育委員会。次項（第3号を除く。）において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除する」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、次項各号のいずれかに該当することを理由として使用料の減額若しくは免除の全部若しくは一部又は目的外使用許可を取り消された日から1年を経過しない者に目的外使用許可をする場合は、この限りでない。

第3条第1号中「もの」を「と認めるとき。」に改め、同条第2号中「もの」を「者が使用するとき。」に改め、同条第3号中「市長が」を「その他」に、「と認められたもの」を「があると認めるとき。」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 市長は、使用料の減額又は免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該減額又は免除の全部又は一部を取り消すものとする。
 - (1) 当該行政財産を使用して特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動を行つているとき。
 - (2) 当該行政財産を使用して、使用料の減額又は免除の理由として認められた活動以外の活動を行つているとき。
 - (3) その他当該行政財産の目的外使用許可に付した条件に違反し、又はこれに基づく市長（教育委員会が管理する行政財産にあつては、教育委員会。次項において同じ。）の指示に従わないとき。
- 3 前項の規定は、市長が、使用料の減額又は免除を受けた者が同項各号のいずれかに該当することを理由として、当該行政財産の目的外使用許可を取り消すことを妨げるものではない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の行政財産の使用料の徴収に関する条例第3条第1項及び第2項の規定は、平成31年1月1日以後に使用料の減額又は免除を決定する場合の使用料について適用し、同日において現に使用料の減額又は免除をしている場合の使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

公益上の目的から使用料の減額又は免除をしている公有財産について、その取消しの要件を定める必要があるので、本案を提出するものです。

行政財産の使用料の徴収に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可(以下「<u>行政財産の目的外使用許可</u>」という。)を受けて使用する行政財産の使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(使用料)</u></p> <p>第2条 <u>行政財産の目的外使用許可</u>を受けて行政財産を使用する者は、市長が定める使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>(減免)</u></p> <p>第3条 <u>次の各号の一に該当するものは、使用料の額を減額し、又はこれを徴収しないことができる。</u></p> <p>(1) <u>公益上特に必要があるもの</u></p> <p>(2) <u>公費の援助を受けるもの</u></p> <p>(3) <u>市長が特に必要と認めたもの</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可(以下「<u>目的外使用許可</u>」という。)を受けて使用する行政財産の使用料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(使用料の納付)</u></p> <p>第2条 <u>目的外使用許可</u>を受けて行政財産を使用する者は、市長が定める使用料を納付しなければならない。</p> <p><u>(使用料の減額又は免除)</u></p> <p>第3条 <u>市長(教育委員会が徴収する使用料にあつては、教育委員会。次項(第3号を除く。))において同じ。)</u>は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。ただし、次項各号のいずれかに該当することを理由として使用料の減額若しくは免除の全部若しくは一部又は目的外使用許可を取り消された日から1年を経過しない者に目的外使用許可をする場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>公益上特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>公費の援助を受ける者が使用するとき。</u></p> <p>(3) <u>その他特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>2 <u>市長は、使用料の減額又は免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該減額又は免除の全部又は一部を取り消すものとする。</u></p> <p>(1) <u>当該行政財産を使用して特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対する活動を行つているとき。</u></p> <p>(2) <u>当該行政財産を使用して、使用料の減額又は免除の理由として認められた活動</u></p>

現 行	改 正 案
	<p><u>以外の活動を行っているとき。</u></p> <p><u>(3) その他当該行政財産の目的外使用許可に付した条件に違反し、又はこれに基づく市長（教育委員会が管理する行政財産にあつては、教育委員会。次項において同じ。）の指示に従わないとき。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、市長が、使用料の減額又は免除を受けた者が同項各号のいずれかに該当することを理由として、当該行政財産の目的外使用許可を取り消すことを妨げるものではない。</u></p>